第十二条の三第二項第四号中「前三号」を「前各号」に改め、同号を同項第五号とし、同項第三号中「前二号」を「前三号」に改め、同号を同項第四号とし、同項第二号の次に次の一号を加える。

三　海外投資家等特例業務届出者

第十二条の三第四項第一号中「第四号」を「第五号」に改める。

第十七条の二第一項第一号中「第十六条の二第七項」を「第十六条の二第四項」に、「同条第一項第十二号の三」を「同条第一項第十五号」に改める。

第十七条の三第一項第一号中「第五十二条の二十三第六項」を「第五十二条の二十三第三項」に、「同条第一項第十一号の三」を「同条第一項第十四号」に改める。

（信用協同組合の労働金庫への組織変更に伴う経過措置に関する政令の一部改正）

第二条　信用協同組合の労働金庫への組織変更に伴う経過措置に関する政令（昭和二十八年政令第三百十八号）の一部を次のように改正する。

第一条中「附則第二項」を「附則第二条」に改める。

第二条を削る。

第三条の見出し中「貸付」を「貸付け」に改め、同条中「附則第二項」を「附則第二条」に、「貸付」を「貸付け」に改め、同条を第二条とする。

（租税特別措置法施行令の一部改正）

第三条　租税特別措置法施行令（昭和三十二年政令第四十三号）の一部を次のように改正する。

第四十二条の六第三項を削る。

（中小企業等協同組合法施行令の一部改正）

第四条　中小企業等協同組合法施行令（昭和三十三年政令第四十三号）の一部を次のように改正する。

第十六条第一項中「第九条の九第六項第五号」を「第九条の九第六項第十号」に改め、同条第二項中「同項第六号」を「同項第十一号」に改める。

（農業協同組合法施行令の一部改正）

第五条　農業協同組合法施行令（昭和三十七年政令第二百七十一号）の一部を次のように改正する。

第十一条第二項第四号中「第十六条第二項第五号」に、「第五号」を「第六号」に、「前三号」を「前各号」に改め、同号を同項第五号とし、同項第三号の次に次の一号を加える。

四　海外投資家等特例業務届出者（金融商品取引法第六十三条の九第四項に規定する海外投資家等特例業務届出者をいう。第十六条第二項第四号において同じ。）

第十六条第二項第五号を同項第六号とし、同項第四号中「前三号」を「前各号」に改め、同号を同項第五号とし、同項第三号の次に次の一号を加える。

四　海外投資家等特例業務届出者

第五十九条第二項第一号中「及び第五項ただし書」を「、第五項ただし書及び第七項」に改める。

（金融商品取引法施行令の一部改正）

第六条　金融商品取引法施行令（昭和四十年政令第三百二十一号）の一部を次のように改正する。

第八条第六項及び第十四条の三の三第六項中「内閣府令で定める方法」を「情報通信の技術を利用する方法であつて内閣府令で定めるもの」に改める。

第十五条の四第一号中「第十七条の十三第一号において」を「以下」に改める。

第十五条の二十八第二項第三号中「前二号」を「前三号」に改め、同号を同項第四号とし、同項第二号の次に次の一号を加える。

三　海外投資家等特例業務届出者（法第六十三条の九第四項に規定する海外投資家等特例業務届出者をいう。以下同じ。）

第十七条の十二第二項第四号中「交付する」を「交付し、又はその旨を記録した電磁的記録（法第十三条第五項に規定する電磁的記録をいう。以下同じ。）を提供する」に改める。

第十七条の十三の四の次に次の五条を加える。

（海外投資家等特例業務）

第十七条の十三の五　法第六十三条の八第一項第一号に規定する政令で定めるものは、第一条の三各号に掲げるものとする。

2　法第六十三条の八第一項第二号に規定する権利を取得するおそれが少ないものとして政令で定めるものは、当該権利に係る契約その他の法律行為により、当該権利を海外投資家等（同条第二項に規定する海外投資家等をいい、同条第一項第一号イからハまでのいずれにも該当しないものに限る。）に譲渡する場合以外の譲渡が禁止される旨の制限が付されているものとする。

3　法第六十三条の八第二項第三号に規定する同条第一項各号に掲げる行為を行う者と密接な関係を有する者として政令で定める者は、次に掲げる者とする。

一　当該行為を行う者の役員（法第二十九条の二第一項第三号に規定する役員をいう。）

二　当該行為を行う者の使用人

三　当該行為を行う者の親会社等（第十五条の十六第三項に規定する親会社等をいう。）

四　前三号に掲げる者に準ずる者として内閣府令で定める者

（海外投資家等特例業務届出者の使用人）

第十七条の十三の六　法第六十三条の九第一項第四号に規定する政令で定める使用人は、海外投資家等特例業務（法第六十三条の八第一項に規定する海外投資家等特例業務をいう。以下この条において同じ。）の届出を行おうとする者の使用人で次の各号のいずれかに該当する者とする。

一　海外投資家等特例業務に関し、法令等を遵守させるための指導に関する業務を統括する者その他これに準ずる者として内閣府令で定める者

二　海外投資家等特例業務に関し、運用を行う部門を統括する者その他これに準ずる者として内閣府令で定める者

（海外投資家等特例業務の届出をした金融商品取引業者に関する読替え）

第十七条の十三の七　法第六十三条の十一第一項の規定による届出をした金融商品取引業者について、同条第二項において法の規定を準用する場合における同項の規定による技術的読替えは、次の表のとおりとする。

読み替える法の規定	読み替えられる字句	読み替える字句
第六十三条の十二第二項	外国法人	外国法人又は外国に住所を有する個人

（外国法人等に対する事業報告書の提出期限に関する特例）

第十七条の十三の八　法第六十三条の十二第二項（法第六十三条の十一第二項において準用する場合を含む。）に規定する政令で定める期間は、三月とする。ただし、外国法人又は外国に住所を有する個人である海外投資家等特例業務届出者又は金融商品取引業者が、その本国の法令又は慣行により、その事業年度経過後三月以内に事業報告書を提出することができないと認められる場合には、内閣府令で定めるところにより、金融庁長官の承認を受けた期間とする。

（説明書類の縦覧を開始するまでの期間）

第十七条の十三の九　法第六十三条の十二第三項（法第六十三条の十一第二項において準用する場合を含む。以下この条において同じ。）に規定する政令で定める期間は、四月とする。ただし、外国法人又は外国に住所を有する個人である海外投資家等特例業務届出者又は金融商品取引業者が、その本国の法令又は慣行により、その事業年度経過後四月を経過した日から説明書類（法第六十三条の十二第三項に規定する説明書類をいう。）を備え置いて公衆の縦覧に供し、又は同項に規定する内閣府令で定めるところによりインターネットの利用その他の方法により公表することができないと認められる場合には、内閣府令で定めるところにより、金融庁長官の承認を受けた期間とする。